

改正

平成30年3月30日上下水告示第6号
平成31年3月26日上下水告示第8号
令和元年10月9日上下水告示第13号
令和2年3月19日上下水告示第6号

福崎町給水規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福崎町水道事業給水条例（平成10年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第4条の規定により給水装置の新設等をしようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置申込書（兼指定業者施工承認願）（様式第1号）により、分担金を添えて申し込まなければならない。

(開発地域内の給水)

第3条 開発区域内で給水するための上水道の水源は、開発者が自ら確保しなければならない。ただし、開発者がその所有する水源を町に提供し、町の上水道の水源として加えられたい旨の申出があった場合は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）において必要であると認めたときは、当該水源を町の水源に加えるものとする。

2 開発者が、町の上水道から給水を受けたい旨の申出があり、管理者が申出を適当と認めたときは、その給水に応ずるものとする。

(開発地域内水道施設の費用負担)

第4条 開発地域内に給水するための新設、又は改良される水道施設の工事費は、全て開発者の負担とする。

(開発地域内水道施設の維持管理)

第5条 前2条の規定による開発地域内の新設又は拡充改良水道施設の維持管理は、開発者がこれを行う。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第5条に規定する水道施設基準並びに条例及びこの規程に適合し、管理者が認定したときは、維持管理は町に引き継ぐことができる。

(利害関係人の同意書等)

第6条 条例第4条第2項の規定により利害関係人のある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者はそれぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の所有建物に給水装置を設置しようとするときは、給水装置申込書（兼指定業者施工承認願）（様式第1号）による家屋占用承諾書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするときは、給水装置申込書（兼指定業者施工承認願）（様式第1号）による土地占用承諾書

(3) 他人の給水装置より分岐して給水装置を設置するときは、給水装置申込書（兼指定業者施工承認願）（様式第1号）による給水装置分岐承諾書

(4) 前3号に規定するもののほか、管理者が特別な理由があると認めたときは、利害関係人の承諾書

(指定給水装置工事事業者の提出書類)

第7条 条例第8条第1項の規定による指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、あらかじめ着工前に図面添付の設計書を管理者に提出し、設計内容の審査を受け、竣（しゅん）工後直ちに管理者の検査を受けなければならない。

(給水方式)

第8条 給水方式は、町の水圧で直接に給水することを原則とする。

2 水圧が不足する箇所、一時に多量の水を使用する箇所、工事及び事故等の断水時にも給水の持続を必要とする箇所及び原則として3階以上の建物に給水する場合その他必要がある場合は、申込者において受水槽を設けなければならない。

(工事費の算出基礎)

第9条 条例第10条の算出基礎は、次の定めるところによる。

- (1) 材料費については、管理者が定める材料単価表
- (2) 運搬費については、管理者が定める運搬歩掛表
- (3) 労力費については、管理者が定める各種工種別歩掛表及び労務単価表
- (4) 道路復旧費については、管理者が定める道路復旧単価表
- (5) 工事監督費については、管理者の定める工事監督費
(給水工事の費用負担)

第10条 条例第7条ただし書による町の費用負担は、30メートルを超える給水工事（一般生活用水に限る。）を対象とし、30メートルを超える部分に係る費用の2分の1とする。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 条例第9条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあたっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 2 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。
- 3 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水層を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(工事竣工後の保証)

第13条 指定工事業者が施行した給水装置で検査合格後1か年以内に破損したときは、管理者の指定する期日までに自費で修繕しなければならない。ただし、その破損が不可抗力又は給水装置の使用者（以下「使用者」という。）の故意若しくは過失によるときは、この限りでない。

- 2 指定工事業者が指定の期日までに修繕せず、管理者において修繕した場合は、その費用を指定工事業者から徴収する。
- 3 給水装置の経費が50万円以上の場合は、管理者において保証期間を延長することができる。

(メーター設置場所)

第14条 給水装置の所有者又は使用者は、水道メーターを設置するに必要な場所を提供しなければならない。

- 2 メーターを設置する場所は、次に該当しなければならない。

- (1) メーターの検針が容易であること。
- (2) よく乾燥し、汚水が入り難いこと。
- (3) 外傷により破損しないこと。

(届出義務)

第15条 条例第20条各号に該当する場合は、給水装置使用(開始・名義変更・中止・廃止)届(様式第2号)又は給水装置使用用途変更届(様式第3号)により届け出なければならない。

- 2 メーターの口径を変更しようとする場合は、給水装置口径変更申込書(兼指定業者施工承認願)(様式第4号)により届け出なければならない。

(メーターの検査)

第16条 使用者は、メーターに異状があると認め検査を請求しようとする場合は、メーター検査請求書(様式第5号)により管理者に請求しなければならない。

(工事費の分納)

第17条 条例第12条に規定する給水装置工事費を分納しようとするものは、給水装置工事着工前までに給水装置工事費分納申請書(様式第6号)により届け出て、管理者の承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、給水工事費の分納申請を承認したときは、給水装置工事費分納承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項により分納承認を受けた者は、給水装置工事費分納証書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 4 保証人は、町内に居住し、土地又は家屋を所有するものに限る。保証人がその資格を失ったときは更に保証人を定め、前項の手続をしなければならない。
- 5 分納の場合は、毎分納額に対して100分の1に分納月数を乗じた割増金を加算して徴収するものとする。
- 6 月賦納付については、管理者が別に定める。

(中高層住宅の料金の特例)

第18条 条例第32条に規定する管理者が別に定める条件とは、次に上げるものをいう。

- (1) 建物は、3階建以上で一般住宅が全戸数の3分の2以上存在すること。
- (2) 流末装置が、管理者が別に定める受水層装置及び取扱基準に適合していること。
- (3) 流末装置の各戸(箇所)に、町の指示するメーターを設置していること。
- (4) その他管理者が別に定める条件に適合していること。

- 2 条例第32条に規定する管理者が別に定める方法とは、流末装置に設置している各戸(箇所)ごとのメーターの口径、使用水量及びその用途により料金を算定することをいう。

(使用水量の認定)

第19条 条例第27条の使用水量認定の方法は、管理者が別に定めるところによる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第20条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、井戸水等を利用する施設及び小規模受水槽水道の衛生対策並びに水質検査等の取扱について(平成8年6月10日付け生第338号兵庫県保健部長通知)に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日上下水告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日上下水告示第8号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日上下水告示第13号)

この告示は公布の日から施行し、改正後の福崎町給水規程の規定は平成31年4月1日から適用する。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日上下水告示第6号)